

陳 情 文 書 表

受付番号	第8号
受付年月日	令和3年1月18日
件名	平成28年9月1日締結の武庫が丘コミセンの無償譲渡契約文書は、「無効」になってしまいました。よって、民法第119条の規定にもとづき、新しい「法律行為」を求める陳情を致します。
陳情者	三田市 XXXXXXXXXX 宝代地 一雄
要旨	<p><陳情の要旨></p> <p>第5回目となる陳情第58号に関して開催された、令和2年12月2日の『生活地域常任委員会の審議内容』をもって終了とできません。最初に指摘した『Aを公開するならば、Bが受理または作成されていなければならない。現時点で、Bがないのであれば、理屈では、Aは公開できない無効な文書である。』という指摘は、俗に言えば「1mmも進展していません。」よって、第6回目となる新しい陳情を致します。</p> <p><<第6回目の陳情事項その①>></p> <p>陳情第51号において、常任委員会の審議が「平成29年4月9日、連合自治会は追認をしているのでこの問題は終結しているとするのは、議案第62号の別紙2に記載されている追認の法解釈が間違っています」と訴えました。常任委員会のこの「終結論」は、正しいのですか、誤っているのですか。どうなったのか、常任委員会として回答下さい。</p> <p><<第6回目の陳情事項その②>></p> <p>『Aを公開するならば、Bが受理または作成されていなければならない。現時点で、Bがないのであれば、理屈では、Aは公開できない無効な文書である。』担当課の措置は、「法的に正しい」と常任委員会として判断されるなら、平成28年9月1日無償譲渡契約の当事者が適格な当事者であることを第三者対抗できるものの提示を求めます。有効な文書と考えているのであれば、「担当課」は提示できるはずで、「担当課」に提示させて下さい。</p> <p><<第6回目の陳情事項その③>></p> <p>平成28年9月1日無償譲渡契約の連合自治会の当事者が不存在になり、無償譲渡契約は、無効です。適格な当事者にて「新しい法律行為」が求められます。無効な行為は「追認による遡及効」はありません。確定日付のある証書が必要です。「新しい法律行為」は法的には、平成29年10月5日以降になります。三田市長に作成を要請して下さい。</p>
付託委員会	生活地域常任委員会